安全管理規程（作成例）　　　　　　　　　　　別紙

目次

第一章 総則

第二章 安全管理体制に関する事項

第三章 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制に関する事項

第四章 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項

第五章 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

第六章 銃器を使用する場合における訓練、保管及び使用に関する事項

第七章 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

第八章 その他

別 添 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制図

第一章 総則

（目的）

第１条　この規程（以下「本規程」という。）は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第１９条の４第１項第１号の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項を定め、もって鳥獣捕獲等事業をする際の安全管理を図るための体制を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　本規程は、＜事業者名＞の認定鳥獣捕獲等事業に係る業務活動に適用する。

２　認定鳥獣捕獲等事業は、［捕獲等する方法及び対象とする鳥獣］を対象とする。

（鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する基本的な方針）

第３条　代表者は、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理の重要性を深く認識し、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全を確保するための組織内統治を適確に行い、責任ある体制の構築、予算の確保その他必要な措置を講じる。

第二章　安全管理体制に関する事項

（事業管理責任者の選任及び解任）

第４条　代表者は、施行規則の定めるところにより、雇用者の中から、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理を図るための体制及び鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修に関する責任者（以下「事業管理責任者」という。）を選任する。

２　代表者は、事業管理責任者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは当該事業管理責任者を解任し、新たな事業管理責任者を選任する。

一　身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

二　関係法令等の違反又は鳥獣捕獲等事業の安全管理の状況に関する確認を怠る等により、事業管理責任者がその職務を引き続き行うことが鳥獣捕獲等事業の安全管理の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（事業管理責任者の責務）

第５条 事業管理責任者は、次に掲げる責務を有する。

一　全ての鳥獣捕獲等事業に従事する者（以下「事業従事者」という。）に対し、鳥獣捕獲等事業に係る安全管理の重要性の認識及び関係法令の遵守を徹底すること。

二　本規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項について、全ての事業従事者への周知を徹底し、遵守させること。

三　本規程について、随時必要な改善を図ること。

四　事業従事者に対して、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上のために適切かつ十分な研修計画を定め、適切に実施されるよう監督し、随時必要な改善を図ること。

五　鳥獣捕獲等事業が適正に行われるよう、適切な現場監督者を配置する等、安全管理を実施するための体制を構築すること。

六　その他の鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理を図るために必要な事項を行うこと。

（事業従事者の責務）

第６条　事業従事者は関係法令を遵守するとともに、本規程に基づき講ずる措置に積極的に協力し、事業管理責任者の指示に従い、鳥獣捕獲等事業に係る安全管理を図る。

第三章　鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制に関する事項

（連絡体制）

第７条　代表者は、発注者、事業管理責任者、現場監督及び事業従事者との双方向の報告連絡体制を十分に確保し、情報共有や意思疎通を十分に行うことにより、安全管理に関する情報が適時適切に伝達され、共有される体制を構築する。

２　鳥獣捕獲等事業の実施時の指揮命令系統、発注者や関係機関との連絡体制、緊急時の連絡方法等については、別紙連絡体制図による。

３　現場においては、事業従事者は無線や衛星携帯等を携行し、緊急時に確実に連絡が伝達できる措置を講ずる。

４　事業従事者は、事故や災害等があった場合は、速やかに連絡体制図に基づき必要な報告を行う。

第四章　鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項

（安全確保のための人員配置）

第８条　代表者は、鳥獣捕獲等事業の実施の際には、現場ごとに適切な現場監督者を配置し、安全管理を適確に行わせる。

２　代表者は、鳥獣捕獲等事業の実施の際には、現場ごとに適切な技能及び知識を有する者を適切な人数配置し、基本的には鳥獣の捕獲等に従事する者（以下「捕獲従事者」という。）が単独で捕獲等に従事することのないよう留意する。

３　代表者は、現場ごとに、救急救命に関する知識を有する事業従事者を複数名、救急用具を携行させて配置し、すぐに傷病者に対応できる体制を構築する。

（作業環境の整備）

第９条　代表者は、鳥獣捕獲等事業の実施における安全確保を図るため、現場において次の措置を講じることにより、安全な作業環境の形成に努める。

一　作業環境を快適な状態に維持管理するための措置

二　作業方法の改善

三　休憩時間の確保（少なくとも１時間に１回、１０分を確保すること。）

四　救急用具の携行

五　緊急連絡先及び連絡方法の確認

（安全確保のための作業手順）

第10 条　事業管理責任者は、現場ごとに安全確保のための作業手順を定め、事業従事者に周知徹底する。

２　現場監督者は、現場ごとの事前調査において、捕獲等を実施する場所及びその周辺の地形、銃器による捕獲等の場合はバックストップの有無及び安全な射撃方向、住民及び利用者等の状況、携帯電話、デジタル無線機及び衛星携帯の利用の可否等について確認する。

３　猟犬を使用する場合においては、他者に危害を加えないよう確実に訓練を行う。

４　現場監督者は、毎日の業務の開始前に、当該業務に参加する全ての事業従事者により打合せを行い、事業従事者の体調及び猟具等の点検状況を確認するとともに、当日の業務の実施体制、指揮命令系統、連絡体制、緊急時の連絡方法、住民等の安全確保について留意すべき事項その他必要な指示を徹底する。

５　事業従事者は、毎日の業務の終了時には、事故の発生の有無、いわゆるヒヤリハットその他安全に関する事項を確認し、情報共有を行う。

６　現場監督者は、毎日の業務の終了後、日報（事業従事者の氏名、業務内容、実施状況、捕獲数、事故又はヒヤリハットの発生の有無及びその内容、改善すべき事項等を含む。）を作成する。

第五章　猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

（銃器の定期的な点検）

第11 条　事業管理責任者は、捕獲従事者に対し、銃器の使用前に［点検項目］を実施するとともに、使用後の清掃を確実に行わせるとともに、１か月に１度、定期的に［点検項目］について点検を行わせる。

（わな・網の定期的な点検）

第12 条 事業管理責任者は、捕獲従事者に対し、わな・網の使用前に［点検項目］を実施するとともに、使用後に［点検項目］について点検を行わせる。

（銃器の安全な取扱い）

第13 条　銃器については、［種類・仕様・基準］を満たすものを使用する。

２　銃による捕獲等を実施する際には、［申請した捕獲方法の種類］により行う。

３　安全の確保の観点から、［申請しない捕獲方法の種類］は行わない。

４　捕獲従事者に対し、銃については、脱包の確認、矢先の確認、バックストップの確保等、安全な取り扱いを周知徹底する。

（わなの安全な取扱い）

第14 条 わなについては、［種類・仕様・基準］を満たすものを使用する。

２　わなによる捕獲等を実施する際には、［採用する捕獲方法の種類］により行う。

３　事業管理責任者は、安全の確保の観点から、［採用しない捕獲方法の種類］は行わない捕獲従事者に対し、わな・網については、安全な取扱いを周知徹底し、遵守させる。

４　わなを設置した際には、１日１回以上の定期的な見回りを行うものとし、見回りは２人以上で行う。

５　設置したわなを使用しない場合は、当該わなが作動しないようにするものとする。

６　止めさしにおいては、安全かつ適切な方法で実施するものとし、原則として［採用する止めさし方法の種類］を行う。

７　安全の確保の観点から、［申請しない止めさし方法の種類］は行わない。

８　現場監督者は、捕獲等しようとする鳥獣以外の鳥獣を捕獲した場合の対応について、あらかじめ発注者等に確認をするとともに、放獣する際には安全を確保して［申請した放獣方法の種類］により行う。

第六章　銃器を使用する場合における訓練、保管及び使用に関する事項

（射撃練習）

第16 条　銃を使用する捕獲従事者は、射撃場における射撃を１年間に２回以上実施するものとし、新たな業務を実施する場合は確実に行うものとする。

２　射撃場における射撃においては、［訓練項目（射手別）］について訓練を行う。

（銃器の保管及び使用）

第17 条 事業管理責任者は、捕獲従事者が適切に銃器を保管するよう指導するものとし、１か月に１回、保管状況を報告させる。

２　事業管理責任者は、捕獲従事者に対し、脱包の確認、矢先の確認、バックストップの確保等、安全な取り扱いを周知徹底する。

（事業に対する被害防止のためのライフル銃の所持）

第18 条　銃砲刀剣類所持等取締法第５条の２第４項第１号に定める事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持する場合は、「平成27 年３月24 日警察庁丁保発第70 号 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請の対応について（通達）」）によって示された当該ライフル銃の保管及び使用に関する取決めを遵守する。

第七章　事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

（心身の健康状態の把握）

第19 条　代表者は、１年に１回の医師による健康診断を実施し、事業従事者の心身の健康状態を把握する。

２　捕獲従事者は、野外活動を伴うこと、取り扱い方を誤ると人に危害を及ぼし得る猟具を使用すること、鳥獣を殺傷することによる精神的な負担があり得ること等から、代表者は、業務の受託時には心身の健康相談を実施し、事業従事者の心身の健康状態を把握する。

３　代表者は、経験年数が短い事業従事者や高齢の事業従事者に対しては、その心身の健康状態の把握に一層努める。

４　代表者は、心身の健康状態が不良な者については、鳥獣捕獲等事業に従事させないよう徹底する。

５　代表者は、事業従事者に対する心身の健康相談、健康教育その他事業従事者の心身の健康状況を良好に保つために必要な措置を講じる。

６ 事業従事者は、前項の措置を利用してその心身の健康の保持増進に努める。

（適性の確認）

第20 条　代表者は、狩猟に必要な適性を有することを確認するため、１年に１回、事業従事者の視力、聴力、運動能力を測定する。

第八章 その他

（安全確保のための装備）

第21 条　鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、連絡手段として、全ての事業従事者がデジタル無線機を所持する。

２　デジタル無線機の使用に当たっては、法令を遵守するとともに、別途定める無線の使用に関するルールを遵守する。

（鳥獣捕獲等事業の安全管理に関する業務の改善）

第22 条　事業従事者から事故、災害等に関する報告又は鳥獣捕獲等事業の安全管理のために必要と認める場合には、鳥獣捕獲等事業の安全管理のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

２　悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合には、安全確保全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じるとともに、関係期間に必要な報告を行う。

（鳥獣捕獲等事業の安全に関する記録の管理等）

第23 条　本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

２　鳥獣捕獲等事業の安全管理規程の作成、改正に当たっての会議の議事録、事故、災害等の報告、事業管理責任者の指示、講じた是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

附　則

１　本規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。

２　本規程は、必要に応じて改定する。

別紙

鳥獣捕獲等事業実施時の連絡体制図の作成例

地元関係者・機関

　地元行政

　地元自治会

　土地所有者

　等

受託者

発注者

　　　　　　　　　　　　　　　 指示

管理者

法人の代表者

事業管理責任者

業務担当者

　　　　　　　　　　　　　　 状況報告

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　指示　　　　緊急時

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第一報

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　地元との調整・連絡

　　　　　　　　　　　　　指示

捕獲現場

現場監督者

捕獲従事者

　　　　　　　　　　　緊急時第一報

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　緊急時の通報

緊急連絡先

　警察署

　消防署

　病院

連絡体制図には、発注者、法人の代表者、事業管理責任者、現場における監督者、捕獲従事者、その他の事業従事者について、個々の役割と指揮命令系統及び連絡体制を模式的に示す。緊急時の連絡方法として、警察署、消防署、病院等との連絡方法を記載する。対象とする鳥獣の種類や捕獲方法ごとに連絡体制図が異なる場合は、必要に応じてそれぞれの連絡体制図を作成する。

土日休日、夜間対応に留意すること。